

## 加須市の酒による乾杯を推進する条例(解説版)

### (目的)

第1条 この条例は、本市において生産された酒又は本市産の農産物を原料とする酒(以下「加須市の酒」という。)による乾杯の習慣を広めることにより、本市の酒造業、酒米生産業その他関連産業の活性化を図るとともに、郷土愛の醸成並びに伝統及び文化への理解促進に寄与することを目的とする。

#### 【第1条の解説】

この条例の目的は、地域の資源でもある加須市の酒による乾杯の習慣を推進することにより、本市の酒造業、酒米生産業その他関連産業の活性化と郷土愛が育まれる波及効果などを期待するものです。

### (市の役割)

第2条 市は、加須市の酒による乾杯の普及促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 【第2条の解説】

市が講ずる措置とは、例えば、市のホームページやSNS等での情報発信、ポスターやチラシなどによる周知のほか、市内外で行われるイベント等でのPRや酒の販売などが想定されます。

### (事業者の役割)

第3条 加須市の酒の生産、販売及び提供に関する事業を行う者(以下「事業者」という。)は、加須市の酒による乾杯の普及促進に主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

【第3条の解説】

加須市の酒の生産、販売及び提供を行う事業者による主体的な取組としては、例えば、加須市の酒を各店舗で取り扱うこと、市が行うイベントに参加すること、市が行う広報活動に協力することなどが想定されます。

(市民の協力)

第4条 市民は、市及び事業者が行う加須市の酒による乾杯の普及促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

【第4条の解説】

条例の目的を達成するためには、市や事業者の取り組みに対して、市民の協力が必要不可欠であることから条文化したものです。

(嗜好等への配慮)

第5条 市、事業者及び市民は、この条例の施行に当たっては、酒に対する個人の嗜好及び飲酒に対する個人の意思を尊重するよう配慮するものとする。

【第5条の解説】

飲酒にあたっては、あくまでも個人の意思を尊重するよう配慮したものです。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。